

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

マルホ株式会社は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づき、「一般事業主行動計画」を以下の通り策定しました。

1. 計画期間

2021年10月1日 ~ 2024年9月30日 (3年間)

2. 内容

目標1 女性管理職比率向上

管理職層におけるジェンダー層の多様性を向上させるため、管理職に占める女性の割合を15%以上にする。

- ・ 継続就業につながる柔軟な働き方を促す制度を検証し、充実強化を図る
- ・ キャリア形成意欲を高めるための活動を実施する
- ・ 各種人材会議を通じ、育成候補者を選出し、育成計画を策定する

目標2 時間外労働削減

常態的な時間外労働の削減のため、①月30時間以上の時間外労働が3か月連続発生する部署をゼロにする。②年間540時間以上の時間外労働が発生する個人をゼロにする。

- ・ 時間外労働が常態化している部署に対し、人員配置および業務体制を見直す
- ・ 時間外労働が一定時間を超える場合、本人と上司に対する通知を行う(継続実施)
- ・ ワーク・ライフ/バランスやダイバーシティマネジメントの推進方針に関し、経営トップからの発信や社内イントラネットを活用した啓発活動を実施する